

大規模小売店舗立地法の島根県の運用方針

平成13年 9月 4日 商発第 77号
改正 平成21年 3月30日 中小第946号
改正 平成23年 3月29日 中小第987号

(趣旨)

第1 大規模小売店舗立地法（平成10年6月3日法律第91号。以下「法」という。）の運用については、「大規模小売店舗立地法第4条の指針（案）の策定にあたって」（平成11年5月31日産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会流通小委員会合同会議）において、「手続きの要所所で情報の開示が行われることが定められているところであり、いわゆる透明性の確保には十分な配慮が払われることが必要である。」とされている。

この趣旨を尊重し適正な法の運用を図ることを目的として、法に基づく届出等をしようとする者並びに大規模小売店舗立地審査会議設置規程（平成12年3月23日訓商発第322号）第3条に規定する構成員及び第6条に規定する関係者が、法の運用にあたって留意すべき事項について定め、公表する。

(事前協議)

第2 法に基づく届出等を提出する前に行われる事前協議（大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示第16号。以下「指針」という。）に基づき立地区分の変更を協議する場合を除く。）は、届出者等の任意であって法に基づく手続きではない。

また、届出者の中には届出後に法第8条第4項に基づく県の意見（以下「意見」という。）を述べられないようにするため事前協議をしようとする傾向があるが、事前協議はその後の法に基づく審査、県の意見、勧告等一連の法手続きには何ら拘束力を及ぼさないので留意すること。

(届出の受理)

第3 届出書類の受理にあたっては行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）第37条について、以下により審査を行い受理する。

(1) 届出書の記載事項に不備がないこと

大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年6月10日通商産業省令第62号。以下「規則」という。）に定められた様式に必要項目が記載されていること。

届出事項又は添付書類の内容によって受理、不受理の判断は行わない。

(2) 届出書に必要な書類が添付されていること

変更届は法第6条第3項において第5条第2項の規定が準用されるが、届出者の負担に配慮し、当該届出以前の届出に添付した内容と変更がない場合は省略することができることとする。ただし、附則第5条第1項の届出については、原則省略しない。

(3) その他法令に定められた届出の形式上の要件に適合していること

提出部数並びに規則にない様式及び添付書類など、島根県大規模小売店舗立地法手続要領（平成12年6月1日商発第64号。以下「要領」という。）の規定に適合していること。ただし、要領18に基づき協議した場合を除く。

(県の意見)

第4 届出を審査し、以下に該当する場合において、その内容が指針を勘案して大規模小売店舗の設置者が配慮すべき事項と認められるときは、指導の透明性確保の観点から原則として意見を述べることとする。ただし、(2)又は(3)の場合で、当該意見の内容が関係法令の手続きの遵守を求める内容であるとき又は当該意見に対して届出者より自主的な対応を行う旨の文書の任意提出がなされたときは、この限りでない。

(1) 大規模小売店舗周辺の生活環境の保持の観点からの指摘事項がある場合

(2) 法第8条第1項に規定する市町村の意見があった場合

(3) 法第8条第2項に規定する住民等の意見があった場合

なお、県の意見を述べるにあたっては、設置者に自主的な対策を求めることを原則とし、公平性・合理性に配慮するものとする。

(勧告)

第5 法第9条第1項に基づく勧告は、大規模小売店舗の設置者に具体的に対策を取るよう求めるものとする。

なお、法第9条第1項に規定する「大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難」とは、新設又は届出事項を変更することで発生することが明らかでない場合であって、単に恐れがある又は将来に発生する可能性がある場合ではない。その判断は、要領14による報告で足りるか否かによる。

(説明会)

第6 規則第11条第2項に定める掲示による説明会については、原則として以下のいずれにも該当しない場合に認めることとする。

なお、この場合においても法第8条第4項の意見を述べることを妨げない。

(1) 新設と同程度と判断される変更の場合

(2) 当該大規模小売店舗が既に生活環境に悪影響を与えていると判断される場合

(3) 当該大規模小売店舗の周辺において生活環境に悪影響が発生しており、当該届出に係る変更が実施されることによりその悪影響を著しく助長すると判断される場合